

## 歯科口腔医療に関する論点

### ■ 検討いただきたい事項

- (1) 次期計画指標案についての意見
- (2) 特別に配慮を要する児者について専門的な歯科口腔医療の対応可能な病院について、県民へ周知してはいかがか。  
但し、病院への過度な患者集中を避け、機能分化・病診連携を推進するため、日常的な歯科口腔管理は地域の歯科診療所等で受けるように、県民へ周知を図ってはいかがか。
- (3) 新興感染症や災害発生時の歯科医療提供体制構築のため、平時からどのような準備や取組が必要か。
- (4) 専門的な口腔管理による退院支援の観点から、医科歯科（多職種）連携は重要であるが、歯科の標榜がない病院に関して、どのような対策が考えられるか。



# 次期長野県保健医療計画における歯科口腔医療の指標案

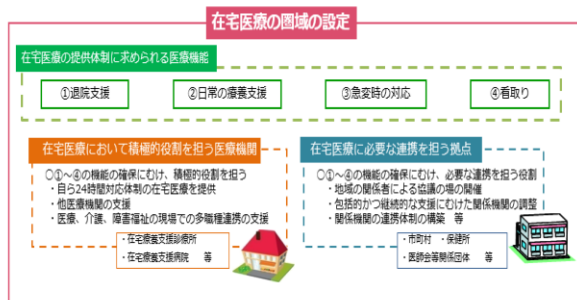
## 在宅医療の体制（第8次医療計画の見直しのポイント）

国資料

### 概要

- 今後見込まれる在宅医療の需要の増加に向け、地域の実情に応じた在宅医療の体制整備を進める。「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置付け、適切な在宅医療の圏域を設定する。
- 在宅療養患者の急変時に適切に対応するための情報共有や連携を進める。また、看取りに際し本人・家族の希望に沿った医療・ケアの提供を進める。平時から在宅医療に係る関係機関の連携体制の構築を進め、災害時における業務継続計画(BCP)の策定を推進する。
- 医師・歯科医師の定期的な診察と適切な評価に基づく指示による、在宅療養患者への医療・ケアの提供を進める。在宅医療における各職種の機能・役割について明確にする。

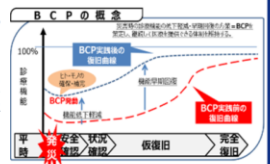
### 在宅医療の提供体制



- 国は、都道府県に対し、訪問診療及び訪問看護の必要量の推計等を提供する。都道府県は、国から提供を受けたデータを踏まえ、在宅介護の提供体制も勘案しながら在宅医療の体制整備を進める。
- 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について、それぞれが担うべき機能や役割を整理する。
- 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」と「在宅医療・介護連携推進事業」との連携を進める。

### 急変時・看取り、災害時等における整備体制

- 在宅医療における急変時対応に関係する機関として消防機関や後方支援を行う医療機関を明確化するとともに、地域の在宅医療の協議の場への参加を促す。
- 災害時においては、各関係機関での連携が重要になることから、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」等において平時から連携を進めるとともに、国が策定した手引きや事業等も活用しながら、業務継続計画(BCP)の策定を推進する。



### 在宅医療における各職種の関わり

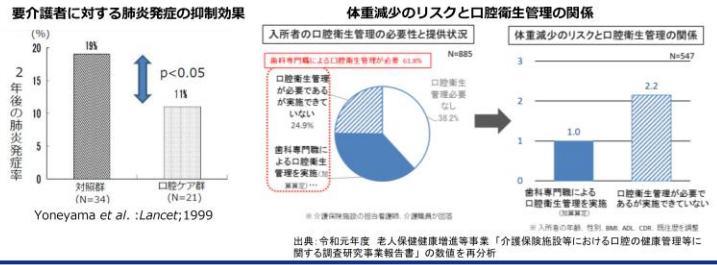
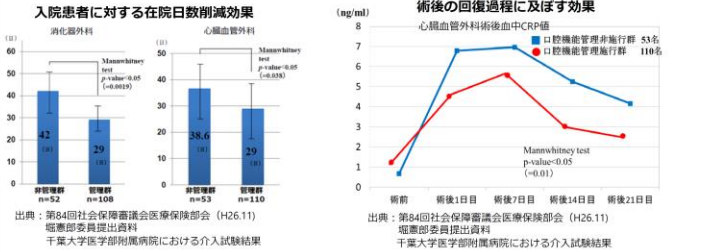
- 訪問看護について、退院に向けた医療機関との共同指導、ターミナルケア等の機能や役割に着目した整備や、事業所間の連携、業務効率化等について取組を進める。
- 歯科診療所と後方支援機能を有する歯科医療機関との連携や医科歯科連携の体制構築を進めるとともに、歯科衛生士の機能・役割や訪問歯科診療への関わりについて明確化する。
- 多様な病態の患者への対応やターミナルケアへの参画等の観点から、在宅医療に関わる薬剤師の資質向上を図り、麻薬や無菌製剤の調剤、小児在宅、24時間対応が可能な薬局の整備を進め、在宅医療に必要な医薬品等の提供体制を構築する。
- 在宅療養患者が居宅において生活機能の回復・維持を図る観点からリハビリテーション提供体制の整備は重要であり、その機能・役割について明確化する。
- 在宅療養患者の状態に応じた栄養管理を充実させるために、管理栄養士が配置されている在宅療養支援病院や栄養ケア・ステーション等の活用も含めた訪問栄養食事指導の体制整備が重要であり、その機能・役割について明確化する。

## 概要

- 地域の歯科医療提供体制の状況や、歯科専門職の配置状況の把握を行った上で、医科歯科連携における歯科の果たす役割を認識し、病院の規模や機能に応じて地域の歯科医療従事者を病院において活用することや、病院と歯科診療所の連携を推進することなど、地域の実情を踏まえた取組を推進する。
- 歯科専門職確保のため、地域医療介護総合確保基金を積極的に活用する。

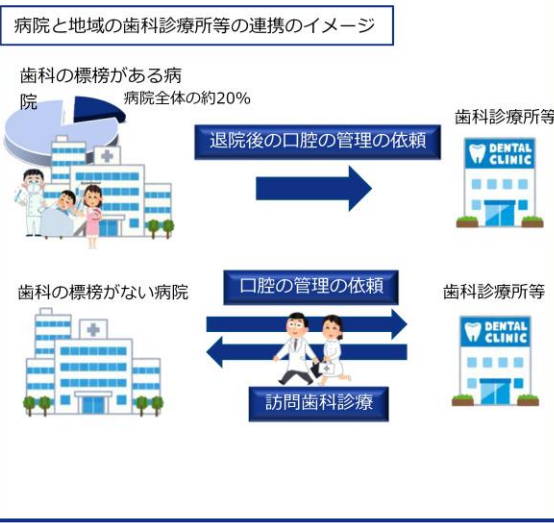
## 医科歯科連携の重要性

歯科医師が入院患者の口腔の管理を行うことによって、在院日数の短縮や肺炎発症の抑制に資することが明らかとなる等、口腔と全身の関係について広く知られるようになり、医科歯科連携の重要性が増している。



## 地域の実情に応じた歯科医療体制の確保

地域の実情を踏まえて、病院に歯科専門職を配置することや、病院と地域の歯科専門職の連携が重要。



# 【事務局提案】次期長野県保健医療計画における「歯科口腔医療」の指標案

	区分	指標	現状	目標値 (2029)	目標数値の考え方	備考
歯科口腔医療の体制	(1) S	歯科・口腔外科設置病院	45か所 (2023)	45か所	現在の水準を維持する	医療政策課調べ
特別に支援の必要な分野	(2) S	(1)のうち、障がい児・者への歯科診療に対応する病院数	18か所 (2023)	18か所	現在の水準を維持する	健康増進課調べ
	(3) S	摂食嚥下診療に対応する病院数 (医科、歯科)	24か所	24か所	現在の水準を維持する	信州大学医学部歯科口腔外科、健康増進課調べ
連携体制 (医科歯科連携)	(4) S	専門的な口腔管理による退院支援を実施している医療機関数				
※連携体制 (在宅歯科口腔医療)	(5) S	県内歯科診療所のうち在宅療養支援歯科診療所の割合	20.4% (2023)			関東信越厚生局「診療報酬施設基準の届出受理状況」
	(6) P	歯科訪問診療を実施した件数 (10万対あたり)	3251.9件 (2021)			NDB等
	(7) P	歯科衛生士による訪問歯科衛生指導を実施した件数 (10万対あたり)	1158.4件 (2021)			NDB等

注) 「区分」欄：S (ストラクチャー指標) P (プロセス指標) O (アウトカム指標)

※：「在宅医療」の節の数値目標とする。